

国立公園の協働型管理・運営について－前回検討会からの経緯－

1. 検討会の経緯

- 平成 18 年度に出された「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」を受け、国立公園における協働型運営の推進を図るために必要な助言を得るため、平成 23 年 10 月 20 日に『国立公園における協働型運営体制のあり方検討会』を設置。これまで、計 5 回の検討会を開催しており、主な議事内容は別紙 1 のとおり。
- 第 5 回検討会では、事務局より『国立公園における協働型管理・運営の推進のための提言（たたき台）』を示し、下記事項について論点として議論された。
 - ・ 論点 1：ビジョンの対象とする範囲
 - ・ 論点 2：公園計画・管理計画とビジョンの関係
 - ・ 論点 3：協働型管理・運営に果たす環境省の役割

2. 前回検討会からの経緯

- 平成 23 年以降、地域主権改革において、国立公園に係る国の出先機関の権限移譲を求められており、法案に自然公園法は該当法令として載ったものの、地域における『協働型管理の仕組みを創設することを前提に、移譲の例外となる事務等とすること等も含め、今後個別に検討』（121115 閣議決定）という内容が組み込まれる。
- 平成 24 年 12 月 26 日、民主党から自民党へ政権交代が行われたことにより、地域主権改革による国の出先機関の権限移譲の手続きは進められていない。
- 一方で、平成 22 年度より、全国の国立公園において協働型管理の取組を予算化し、推進している。従前の尾瀬のほか、富士山、上高地、須坂・高山、大台ヶ原、阿蘇等においては、関係者が一堂に集まる場の設定（準備）が進んでいる。
- 引き続き、国立公園の円滑かつ能動的な取組、地域の施策との連携等を進め、国立公園の質の高い管理運営を図るための協働型管理・運営の体制構築を進めていくことが必要。

3. 平成 18 年度「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」の方針

- 近年、二次的な自然維持や鳥獣等による生態系影響への対応、利用拠点の景観形成など、より能動的な管理運営が求められている。そのため、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO 等の公園の管理運営の役割を担う関係者が円滑に協働できる体制を整えることが必要。
- 管理運営を協働で行うため、関係者の共通認識が重要。特に
 - ①公園が提供すべきサービスの明確化
 - ②共通の目標（ビジョン）
 - ③目標を達成するための行動計画の作成が有効であり、これらは策定段階から関係者の参加（協議会或いはワークショップ等対象によって形は異なる）を得ることが重要。

- 上記①②については、国立公園の指定理由、管理運営の基本方針に係るものとなることから環境省が関係者の意見を聴きつつ、主導的に設定する。
- 上記③については、幅広く多様な主体と協働で策定することが適当。ただし、環境省が主導的な役割を担う。
- 多様な主体の参画による管理運営を行っていく際には、関係者の意見のとりまとめを行う事務局として、地域にその役割を担うことができる組織が必要。その組織は、地域外の NPO や企業等と地域の管理運営との橋渡し機能を発揮することも望まれ、このような公園管理の担い手（組織）を育成し、支援していくことが重要。

4. 今後の方針

- 今回の提言は、平成 19 年度の提言を受け、現場においてどのように協働した管理運営を導入していくかを示したものとする。
- 昨年度作成した「国立公園における協働型管理・運営の実現に向けた提言（たたき台）」について下記の議論をもとに整理を行う。
 - ・ 国立公園が目指す国立公園の協働型管理・運営の目的、ビジョンの位置付けや対象、環境省が果たす役割を整理することが必要。
 - ・ 協働の仕組みをどのように担保していくのか、管理計画の内容や位置付けについて、再整理し提言に盛り込む。
- 全国の国立公園における協働型管理・運営を推進について、当面は提言受ける形で管理計画の策定要領を改正し、全国の国立公園でその実現に向け推進していく。

5. 今後の予定

- **3月5日 第7回検討会開催**
『国立公園における協働型管理・運営の推進のための提言』のとりまとめ
- 平成26年度以降
管理計画策定要領の改訂、全国国立公園におけるモデル事業の実施